



無電柱化に関する条例の概要

- 自治体名： 東京都
- 条例名： 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例
- 施行年： 令和8年度（令和8年秋頃）
- 条例の対象： 規制区域内で宅地開発を行う開発事業者
- 規定内容： 宅地開発時の電柱等の新設を原則禁止とし、開発許可申請にあわせて無電柱化の実施計画の届出を義務付ける



都内の宅地開発における無電柱化事例



都内の無電柱化工事事例

実務担当者の声



東京都都市整備局
市街地整備部区画整理課
(宅地開発無電柱化担当)

ご担当内容：宅地開発において2040年代に無電柱化が標準仕様となるよう事業者支援等をご担当

Q1

無電柱化に関する条例を制定することになった背景を教えてください。

無電柱化は都市の防災機能強化に有効であり、既存道路の「電柱を減らす」ことに加え、まちづくりで「これ以上電柱を増やさない」ことが重要です。都は、これまで宅地開発にあわせて行う無電柱化に対し開発事業者への財政的・技術的支援を行ってきました。更なる無電柱化を推進するため、実効性のある推進方策として本条例を制定しました。

Q2

本条例における自治体ならではのポイントについて教えてください。

防災性向上が必要な区域を位置づける行政計画と連携した規制区域を設定し、その中で宅地開発（都市計画法第29条の許可を得て行う住宅整備目的の開発行為で開発道路を整備するもの）をしようとする開発事業者に対し、技術的に困難な場合などを除き開発道路を含めた宅地開発区域内に電柱又は電線を新たに設置しない、としています。

Q3

条例制定を進める中で課題となった点や、その解決策について教えてください。

宅地開発における無電柱化の推進に当たっての課題として、整備に要する費用や調整に要する負担が大きいことが挙げられています。そのため、令和8年度から補助制度を一部拡充するとともに、コスト縮減や電線管理者等との協議時間短縮につながるよう、都内の宅地開発に特化した無電柱化の標準的な構造モデルの検討を進めています。

Q4

条例制定によって感じた効果について教えてください。

令和8年3月に条例を制定したばかりですので効果についてはこれからだと考えています。今後は条例の施行に向けて区市町村の開発部署の皆様とも連携して、条例とあわせて補助制度や相談窓口の設置など支援策について、開発事業者に対し十分な周知を行い、宅地開発における無電柱化を推進していきたいと考えています。